

## IFRS 第9号「金融商品」の強制適用日改訂に関する公開草案

### ■ 公開草案の公表

IASB は、8月5日にIFRS 第9号「金融商品」の強制適用日を延期する公開草案を公表した。公開草案では、現在の強制適用日（2013年1月1日以後開始する事業年度）を2年延期することを提案している。

### ■ 提案されている事項

- 現在、2013年1月1日以後開始する事業年度としている強制適用開始を、2015年1月1日以後開始する事業年度に延期。
  - ✓ これまで同様、早期適用の期間は、主として金融資産の分類・測定の取扱いを定めたIFRS 第9号（2009年版）又は、2009年版も含め金融負債の分類・測定の取扱いも定めたIFRS 第9号（2010年版）のいずれかが適用される。
- 2012年1月1日より前の報告期間にIFRS 第9号を適用した場合に可能となる遡及適用免除について、適用免除期間の延長は行わない。

### ■ 公開草案公表の背景

- IFRS 第9号公表当時から、IAS 第39号置換えPJの他のフェーズ（金融資産の減損、ヘッジ会計）や保険会計について、同時適用を目論んでいた。しかしながら、それらの2013年1月1日の強制適用の現実性が乏しくなったことから、意見募集「発効日と移行方法」（2010年10月）などに寄せられた関係者の見解も考慮して、改訂提案の公表となった。
- 遡及適用免除について、IFRS 第9号公表後間もなく適用する企業に配慮した取扱いであることから、今回は改訂しないことを提案している。

### ■ コメント締切日

- 2011年10月21日

### ■ 公開草案の質問事項

（質問1）

IFRS 第9号（2009年版）とIFRS 第9号（2010年版）を、2015年1月1日以後開始する事業年度から適用する改訂を提案に賛成するか否か。その理由。賛成しない場合の代替案。

（質問2）

2012年1月1日以後開始する報告期間にIFRS 第9号を最初に適用した企業に対して、提示されるべき比較情報のIFRS 第9号の規定を変更しないとの提案に賛成するか否か。その理由。賛成しない場合の代替案。

以上